

消費貸借・請負

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に「Q&A 市民のための消費者契約法」(中央経済社、2019年)ほか多数。



はじめに

民法は、第三編債権の契約の部分において13種類の契約についての規定を設けています。民法に定めのある13種類の契約のことを典型契約とか、有名契約といいます。本稿では、典型契約の用語を使用することにします。

民法は、契約については、契約自由の原則によっています。契約当事者間が合意をしたものであれば、公序良俗や強行規定に反する内容でない限りは、有効な契約として成立します。典型契約以外の内容の契約でも当事者間で自由に取り決めることによって契約を締結することができるわけです。典型契約以外の契約のことを非典型契約、あるいは無名契約といいます。

民法は、日常、よく利用されている種類の契約である13種類について、当事者間に取り決めがない点について紛争が生じた場合に、民事裁判においてどのように処理すべきかということについて定めています。これが典型契約の規定が設けられている意味です。また、典型契約に関する規定は、消費者契約法10条の不当条項に該当するかどうかの判断基準として機能しています。

13種類の典型契約は、財産権を移転するタイプの贈与・売買・交換、貸すタイプの使用貸借・消費貸借・賃貸借、労務を提供するタイプの雇用・請負・委任、これらには含まれない寄託・組合・終身定期金・和解に分類できます。

2017年民法改正では、典型契約についても、

改正された点があります。和解や終身定期金などはまったく改正されていませんが、売買や請負などでは、重要な改正がされています。例えば、現代社会における契約の中でも、最も一般的な売買契約では、改正前の瑕疵担保責任の規定が削除されました。売買契約に基づいて売主から引き渡された目的物(つまり、売買契約の対象になっていた商品のこと)が契約の内容に適合しないときと表現が改められ、「隠れた瑕疵」という言葉はなくなりました。

さらに、売買契約に基づいて引き渡された商品が、契約の内容に適合しない物であったときに買主が売主に対して取ることができる手段についても大きく改正されました。改正前は売主に対する損害賠償請求か瑕疵が重大な場合の契約の解除のいずれかと定められていました。改正民法では、まず契約の内容に即した追完請求権、追完されない場合の減額請求権、さらに損害賠償請求権、契約の解除とするなど、大きな改正がされています。この点については、前回の「契約が守られないとき」*¹において、瑕疵担保責任は削除され、追完請求権などの債務不履行責任として統合されたことを説明しました。

今回は、典型契約の中から、消費生活相談でもしばしばみられる消費貸借と請負を取り上げ相談業務にもかかわる改正点を説明します。13種類の典型契約のうちからこの2種類の改正点を取り上げるのは、消費生活相談に携わるうえで知っておくことが必要な基礎的な事柄だ

*1 ウェブ版「国民生活」2019年7月号「誌上法学講座」http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201907_18.pdf

と考えられるためです。

消費貸借

消費貸借とは、借りたものは消費してなくなってしまったために、借りたものと種類・品質・数量の同じものを返還する契約です。かつては、日常生活において隣近所から、お米や味噌などを借りる例が典型例だと説明されていましたが、最近ではあまり見かけません。

現代社会では、お金を借りる契約が典型的なものです。借りたお金は使ってなくなってしまいます。そこで、借りたのと種類・数量が同じお金を返すという内容です。キャッシング、カードローン、自動車ローン、住宅ローン、不動産担保ローンなど、さまざまな金銭を借りる契約が日常的に利用されていますが、これらはすべて消費貸借です。このようなことから、借金は金銭消費貸借であると説明されるわけです。

消費貸借の定義における「対価」とはお金を貸してもらうことに対する対価のことで、利息がこれに該当します。知人同士の借金では、利息を取らない場合が少なくありませんが、無利息でも立派な消費貸借です。銀行や消費者金融などの事業者との間で金銭消費貸借契約を結ぶ場合には、利息がかかるのが普通です。このように、消費貸借契約では、契約で利息について定めた場合には利息を支払う義務が生じます。契約で利息についての定めを設けていない場合には、無利息と言うことになります。

売買契約の定義規定では、対価を支払って商品を購入する(つまり、財産権を移転する)有償双務契約であること、つまり買主が対価を金銭で支払うことがポイントでした。しかし、消費貸借契約では、「借りたものは消費してしまい、借りたものと種類・品質・数量の同じものを返還する」契約である点にポイントがあります。利息を支払う義務を負うか、利息は支払わなくてもよいかは、消費貸借の定義とは関係がありません。

消費貸借の契約の成立時期

消費貸借は、改正前から587条で、「消費貸

借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」と定められていました。借りるものを借主が貸主から受け取ることにより、消費貸借契約の効果が生じるとするもので、このような契約を「要物契約」といいます。要物契約では、諾成契約とは違って、契約当事者間の合意だけでは契約の効力は生じず(つまり、契約は成立せず)、貸主が借主に貸すものを引き渡すことによって、契約としての効果が生じる点が、重要なポイントとされていました。

2017年改正法では、587条の定義規定は維持しましたが、587条の2として「書面とする消費貸借等」との規定を新設しました。金銭消費貸借契約で、契約書などを作成する場合には、貸す物の引渡しがなくとも、書面の作成により契約は成立します。この場合に契約書などの書面は、電子データによるものでもよいとされています。

ただし、借主は、金銭などの借用物を受け取る前であれば、契約を解除することができます。金銭消費貸借契約を締結したものの、その後、借金する必要がなくなったなら、必要なくなったお金を無理に借りる必要はなく、借主は契約を解除することができるとしています。加えて、貸主が、借主に貸すために借用物を調達していたなどの事情がある場合には、貸主は借主に対して、調達費用について損賠賠償を求めることができます。

第587条の2 前条の規定にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

2 書面とする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

3 書面とする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を

失う。

4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

利息について

利息に関しても、次のように明確化する規定を定めました。

(利息)

第589条 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。

2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

返還の時期

金銭消費貸借契約などでは、返済期限を定めることが普通です。返済期限が定められている場合には、貸主は返済期限が到来するまでは借主に返済するよう請求することはできません。このようなことから、返済期限のことを期限の利益といいます。

では、借主は、契約で定めた返済期日より前に返済することができるでしょうか。改正法では、この点について次のように明確化する規定を定めました。

(返還の時期)

第591条 (略)

2 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。

3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

請負

請負契約とは、一方当事者は、仕事を完成することを約し、相手方はその結果に対して報酬を支払うことを約する契約です(632条)。定義規定の改正はありません。建物などの建築請負契約やリフォーム工事などの契約が典型的な

ものです。

請負契約に関する改正点としては、仕事が完成する前に契約関係が終了してしまった場合の請負人の報酬請求に関する規定の新設と担保責任に関する規定の2点があります。担保責任に関する改正は、かなり大きな改正です。

注文者が受ける利益の割合に応じた報酬

請負契約では、請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、損害を賠償していつでも契約を解除できます(641条)。このような場合に、それまで完成した部分については請負人は対価を請求できるかどうか、という問題があります。注文者からの契約解除以外の事情で、途中で仕事の完成ができなくなる場合もあり得ます。その場合には、それまで仕事をした部分については、請負人は、報酬を請求できないのでしょうか。

この問題について、改正法は下記の規定において明確化しました。既にした仕事が可分であれば、可分な部分の引渡しなどによって注文者が利益を受ける時は、その部分を仕事の完成とみなして報酬を請求できることを明確化しました。報酬の金額は、全体の仕事の完成と実際に部分的に完成したものと比較して、注文者が受ける利益の割合によると規定しています。

(注文者が受ける利益の割合に応じた報酬)

第634条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

担保責任の規定の改正

仕事の結果に瑕疵があった場合の規定として、請負契約では、担保責任に関する規定を設けていました。改正法では、改正前の担保責任に関する規定である634条から636条、638

条から640条において、条文の内容を大幅に改正、または削除しました。これは、売買契約について、瑕疵担保責任の規定を削除して、契約の内容に適合しない場合の責任として、追完請求権や代金減額請求権の規定を新たに導入したものと同一の考え方によるものです。

請負契約においても、改正前の「仕事の目的物の瑕疵」との表現をすべて削除して、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物」との表現に改めました(改正法636条、637条)。「契約の内容に適合しない」という表現は、売買契約において「隠れた瑕疵」という表現を削除して、「契約の内容に適合しない」と改めたことと一貫させようとするものです。ここでは、契約当事者間でどのような合意がなされていたかが、極めて重要な意味を持つこととなります。また、条文のタイトルとしては「担保責任」との表現を残しましたが、条文の内容からは担保責任という用語を廃除しました。

引き渡された仕事の内容が、契約の内容に適合しない場合には、注文者は、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除ができます。ただし、注文者が提供した材料や指示によって生じた不適合の場合には、注文者は、このような権利はありません。例外的に、請負人がその材料または指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、原則通り注文者は追完などを請求できます。

改正前は、建物や土地の工作物に関する請負契約の場合には、瑕疵がどんなに重大でも、契約の解除はできませんでした。しかし、改正法では建物の請負契約でも、不適合が重大であれば解除が可能となりました。

(請負人の担保責任の制限)

第636条 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をす

ることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。



担保責任の期間

前記の注文者の権利行使をするためには、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知する必要があります。その不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しなかった場合には、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができなくなります。ただし、仕事の目的物を注文者に引き渡した時、請負人がその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは別で、権利行使が可能です。これらの規定は、売買契約における契約適合性違反の場合も同様です。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第637条 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

ただし、新築住宅の建築請負契約の場合には、住宅の品質確保の促進等に関する法律による特例による規制が及びます。

住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものの瑕疵については、請負人は引渡し時から10年間の担保責任を負います。この規定は強行規定です。注文者に不利な特約は無効です。

今回は、賃貸借に関する改正点を取り上げません。